

難ナル事情アル者ニ對シテ社後ニ於テ最善

ノ方法ニ依リ救済手段ヲ講スルコト、

一、會社ハ將來従業員ノ救済ヲ生シタル場合

ニ於テ其^{會社}債權ニ依リ解雇者ヲ採用スルコト、

三、會社ハ^{債權}争議ノ經過ニ鑑ミ争議ニ關シテ訴

追ヲ受ケタル者ノ家族及負傷者等ニ對

日本法律

シ金八千圓ヲ給與スルコト

以上